

要求案

富士瓦斯紡績株式會社

1. 労働組合団体, 自由ヲ認めん人.
1. 既ニ組合ニ加入セル組合員ニ於テ
于脱退ヲ迫ル又ニ加入ヲ妨スザルコト.
2. 組合費用徴收ニ於テ于勞働セル人
(希望):
1. 解雇職工(佐藤, 大橋, 柴山),
復職.
2. 今回ノ事件ニ果シテ山工場長
ノ責任ヲ明カニセザルコト.

解決案

1. 國際屋敷家, 其意思ヲ尊重スルコト.
- 徳用ノ意見ニ解雇者ニ對シ別時
ノ条件ヲ可成ニ非ナシテ一國各々
ノ先可解雇スル.